

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十六号

平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡五	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生三	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	神岡第一	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第四	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	神岡第二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	向平	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
飯能市	双柳第七	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
飯能市	双柳第八	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
東松山市	東松山十一地区	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十一	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで

